

第 17 回 定例農業委員会議事録

令和 3 年 1 2 月 6 日 (月) 午後 2 時 0 0 分より、市役所本庁舎 8 階 大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員 (16 名)

1 河合 稔	8 清水 峰幸	15 高木 正美
		16 日比 育緒
3 棚橋 新一	10 國枝 義見	17 辻元 政博
4 岩井 豊太郎		18 高橋 美和子
5 森 千尋	12 石原 幸一	19 廣瀬 悦治
6 吉田 和郎	13 山田 敏治	
7 傍島 勝美	14 吉田 幹夫	

欠席委員 (3 名)

2 佐竹 静	11 高橋 滋	
9 林 新太郎		

その他の出席者 (5 名)

竹中事務局次長	森主幹	横山主幹
浅野課長	堀主幹	

議案

- 議案第 4 9 4 号 農地の相続税納税猶予制度に係る証明願について
- 議案第 4 9 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 4 9 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 4 9 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 4 9 8 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について
- 報告第 1 7 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長 　ただ今から、第17回定例農業委員会を始めたいと思います。
　本日の議事録署名者に3番 棚橋委員、18番 高橋委員の両名の方
にお願ひしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、ご両名の方にお願ひしたいと思います。
では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第494号、農地の相続税納税猶予制度に係る証明願について、
を議題に供します。事務局説明願います。

森主幹 　議案第494号 農地の相続税納税猶予制度に係る証明願について、
説明させていただきます。

被相続人が耕作していた農地を、相続人が今後引き続き耕作を行うと
いうことで相続税納税猶予を受けるものです。

提案されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しま
したところ、適正に管理され、今後も引き続き耕作が行われる見込みの
ある方でございますので、ご報告いたします。

1番、田、畑、35筆合わせて、17, 128. 03㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいた
しまして、次に移らせていただきます。

続きまして、議案第495号、農地法第3条の規定による許可申請に
ついて、を議題に供します。事務局説明願います。

森主幹 　議案第495号 農地法第3条関係申請明細について、説明させて頂
きます。

2 ページをお願いします。

1 1 件提案されております。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、耕作状況、農機具の保有状況、労働力、技術などを見ても問題なく、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

- 1 番、所有権移転によります、畑、2 筆合わせて、5 6 1 m²で、規模拡大でございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 2 番、使用貸借権によります、田、1, 1 1 9 m²で、規模拡大でございます。取得後は水稲の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 3 番、使用貸借権によります、田、4 9 4 m²で、規模拡大でございます。取得後は水稲の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 4 番、使用貸借権によります、田、4 9 5 m²で、規模拡大でございます。取得後は水稲の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 5 番、使用貸借権によります、田、2, 3 2 5 m²で、規模拡大でございます。取得後は水稲の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 6 番、使用貸借権によります、田、8 9 5 m²で、規模拡大でございます。取得後は水稲の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

3 ページをお願いします。

- 7 番、所有権移転によります、畑、3 1 7 m²で、規模拡大でございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 8 番、所有権移転によります、田、5 5 6 m²で、規模拡大でございます。取得後は水稲の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 9 番、所有権移転によります、田、1, 1 5 6 m²で、規模拡大でございます。取得後は水稲の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

10番、使用貸借権によります、田、1, 219㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稲の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

11番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、2, 351㎡で、規模拡大でございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

続きまして、議案第496号、農地法第4条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

森主幹 議案第496号 農地法第4条関係申請明細について、説明させていただきます。

1件提案されております。

1番、畑、119㎡で、農家住宅(車庫・物置)でございます。農地の区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域の農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

続きまして、議案第497号、農地法第5条の規定による許可申請に

ついて、を議題に供します。事務局説明願います。

森主幹 議案第497号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

4ページをお願いします。

1件提案されております。

1番、所有権移転によります、畑、3筆合わせて、362㎡で分家住宅でございます。農地の区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域の農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

続きまして、議案第498号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、を議題に供します。事務局説明願います。

森主幹 議案第498号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、を説明させていただきます。

別紙の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてをご覧ください。

これは、岐阜県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の変更に伴い、大垣市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を変更するもので、大垣市から大垣市農業委員会に構想に関する意見を求められたため、審議するものです。

詳細につきましては、大垣市農林課 横山主幹から説明いたします。

横山主幹 (横山主幹説明)

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第17号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

堀主幹 報告第17号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、3件申請されています。

1番、田、641㎡で、共同住宅でございます。

2番、田、2筆合わせて、486㎡のうち195.81㎡で、農業用倉庫でございます。

3番、田、19㎡で、共同住宅(通路)でございます。

農地法第5条関係届出明細については、15件申請されています。

5ページをお願いします。

4番、所有権移転によります、畑、257㎡で、一般個人住宅でございます。

5番、所有権移転によります、田、830㎡で、分譲住宅でございます。

6番、所有権移転によります、畑、45㎡で、貸資材置場でございます。

7番、所有権移転によります、畑、46㎡で、空調設備業資材置場でございます。

8番、所有権移転によります、田、1,857㎡で、分譲住宅でございます。

9番、所有権移転によります、畑、340㎡で、一般個人住宅でございます。

10番、所有権移転によります、田、1,694㎡で、宅地分譲でございます。

11番、所有権移転によります、田、220㎡で、一般個人住宅でございます。

12番、所有権移転によります、田、151㎡で、一般個人住宅（庭・駐車場）でございます。

6ページをお願いします。

13番、所有権移転によります、田、661㎡で、分譲住宅でございます。

14番、所有権移転によります、田、373㎡で、一般個人住宅でございます。

15番、所有権移転によります、田、258㎡で、一般個人住宅でございます。

16番、所有権移転によります、田、285㎡で、一般個人住宅でございます。

17番、所有権移転によります、田、235㎡で、一般個人住宅でございます。

18番、所有権移転によります、田、303㎡で、貸駐車場でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、3件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

19番、田、3筆合わせて、5, 358㎡でございます。

20番、田、1, 151㎡でございます。

7ページをお願いします。

21番、田、2, 571㎡でございます。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出明細について、説明させていただきます。

農地法第3条の3第1項の規定による届出明細については、20件届出されています。

22番、田、156㎡でございます。

23番、田、538㎡でございます。

24番、田、3筆合わせて、2, 380㎡でございます。

25番、田、165㎡でございます。

26番、畑、田、5筆合わせて、5, 196㎡でございます。

27番、畑、92㎡でございます。

8ページをお願いします

28番、畑、231㎡でございます。

29番、田、畑、宅地（現況：畑）、12筆合わせて、6, 971.73㎡でございます。

30番、田、708㎡でございます。

31番、畑、田、9筆合わせて、2, 634.39㎡でございます。

9ページをお願いします

32番、田、2筆合わせて、1, 444㎡でございます。

33番、田、4筆合わせて、4, 582㎡でございます。

34番、田、2筆合わせて、3, 383㎡でございます。

35番、田、561㎡でございます。

36番、田、2筆合わせて、904㎡でございます。

37番、畑、田、12筆合わせて、7, 568㎡でございます。

10ページをお願いします

38番、田、畑、池沼（現況：畑）17筆合わせて、9,841.1㎡で
ございます。

39番、田、5筆合わせて、177.49㎡でございます。

40番、田、143㎡でございます。

11ページをお願いします

41番、畑、宅地（現況：畑）、田、6筆合わせて、
1,461.77㎡でございます。

続きまして、事業計画書について説明させていただきます。

事業計画書については、1件申請されています。

電気通信事業者が電気通信のため、線路、空中線系若しくは中継施設等を設置する場合、農地転用の許可は要しないことになっており、その代わり事業計画書にて、通知することになっておりますので、提出されたものでございます。

42番、賃貸借権によります、田、3筆合わせて、3,914㎡の内
2,346㎡で、電気通信事業における鉄塔の改良工事に伴う工事作業敷地でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「なし」の声）

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

これもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後2時25分開会

上記のとおり、記載に相違ないことを証明し、ここに署名する。

令和3年12月6日

議長

岩井豊太郎

議事録署名者

棚橋新一

議事録署名者

高橋美和子